

備前市事務事業評価表

事業の概要		コード	05-01-01-02
事務事業名	相談事業	根拠法令・要綱等	
事業開始年度	平成17年度～	問合せ先	担当課(室) 総務課 職・氏名 秘書広報係長 入江章行 電話 64-1800
総合計画	大項目	住民主体の協働のまちづくり	
	中項目	住民主体で進めるまちづくり	
	小項目	施策 広聴広報	

事業の実施	
対象(誰・何に対して)	人権・行政・住宅・法律問題などで苦慮し、相談したい市民
目的(何のために)	広く市民の要望に応えるため、人権・行政・住宅・法律相談窓口を開設する。
行政活動(どのような方法で)	月1回、人権(悩み事相談)・行政・住宅相談を行い、本庁と日生・吉永総合支所で7回弁護士による無料法律相談を実施。
事業の意図する成果(どのような状態にしたいのか)	開設した人権・行政・住宅・法律相談窓口により、多くの市民の相談を受ける。

事業の実績						
活動実績	実施項目		単位	平成17年度実績	平成18年度実績	平成19年度実績
	全地区合計回数		回	37	36	48
	相談件数(法律相談除く)		件	52	50	63
	法律相談のみ		回/件	7/44	7/37	7/29
	事業費		千円			
	直接事業費			437	435	434
	人件費			2,935	3,009	572
	事業費計			3,372	3,444	1,006
	財源		千円			
	国県支出金					
受益者負担						
市一般財源			3,372	3,444	1,006	
必要人員		人	0.50	0.34	0.06	
結果指標	結果指標名		単位	平成17年度実績	平成18年度実績	平成19年度実績
	相談件数(法律相談除く)		説明			
	結果指標量	件		52	50	63
	対前年比	%		-	96.2%	126.0%
	活動コスト	円		3,114,250	3,186,850	749,025
結果指標	単位当たりコスト	円		59,889	63,737	11,889
	法律相談件数		説明	法律相談委託に対するコスト		
	結果指標量	件		44	37	29
	対前年比	%		-	84.1%	78.4%
	活動コスト	円		257,250	257,250	257,250
単位当たりコスト	円		5,847	6,953	8,871	

事業の成果			
成果指標名	相談件数全体	式又は説明	当該年度÷前年度
	17年度	18年度	19年度
成果指標量	96	87	92
対前年比		90.63%	105.75%
到達目標値	110	到達目標年度	平成22年度

事業の目的、対象、内容を考えて目的の妥当性の評価を行って下さい。

事業費や単位当たりコストに留意しながら効率性の評価を行って下さい。

事業の目的やその数値目標である成果指標に留意しながら有効性の評価を行って下さい。

事務事業の評価		(平成19年度事業)	
目的	<input type="checkbox"/> 開法令等で目的が定められており妥当である(法律・政省令)	妥当性評価<A-E>	C
	<input checked="" type="checkbox"/> 現在の市を取り巻く環境からも目的は妥当である <input type="checkbox"/> 事業開始当初の目的は、ほぼ達成されている <input type="checkbox"/> 事業開始当初の目的から変化している	課題認識	
行政活動	<input type="checkbox"/> 対象を見直す必要がある	行政相談所の開設については総務省から会場の確保等の協力要請もあり、人権相談も同様であるため市の関与は妥当である。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の目的を達成するためには、現在の行政活動以外に方法はない	法律相談は、社会福祉協議会が月2回(8月以外)開催していること、相談が減少傾向にあることから、市の関与に関しては開催回数等検討する必要がある。	
事業の意図する成果	<input type="checkbox"/> 現在の市を取り巻く環境からも事業の意図する成果を見直す必要はない	効率性評価<A-E>	
	<input checked="" type="checkbox"/> 市民、団体などから要望・要請の強い事業である	C	
市の関与	<input type="checkbox"/> 本市が関与しなければならない事業である	課題認識	
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業を取り止めた場合の市民への影響は大きい <input type="checkbox"/> 事業を取り止めた場合の市民への影響は克服できる範囲内である	法律相談は年間7回で、護士委託料258千円が必要である。その他の相談の相談員は無報酬(行政相談委員:総務大臣委嘱、人権擁護委員:法務大臣委嘱)である。 全体の平均相談件数は2回未満なので、法律相談を含め開催回数、時間等を検討する。人件費部分の削減には、相談日の受付業務時間を相談員に依頼し、19年度は業務量の実績により減となった。 19年度日生地域の相談回数は12回であるが、人権相談は別の日に開催している。	
コスト	<input type="checkbox"/> コスト削減の努力をしており、低減余地は大きい	有効性評価<A-E>	
	<input checked="" type="checkbox"/> コスト削減の努力はしているが、低減余地は小さい <input type="checkbox"/> サービスを低下させずにコストを低減することは困難 <input type="checkbox"/> 受益者負担額を見直す余地がある	C	
効率性の評価	<input type="checkbox"/> サービスを維持するためこれ以外、他に手段が見当たらない	課題認識	
	<input checked="" type="checkbox"/> 最適な手段を求めて職場内で改善している <input type="checkbox"/> 現在の手段は過剰なサービスのため、改善の余地がある	法律相談は減少しているが、これは他部署で対応している消費生活相談等や社会福祉協議会の対応による成果があると推測される。行政相談の開催が予定より6回より少なかったが相談件数は増加している。多くの人が、気軽に相談されるよう、周知徹底を進める。	
職場	<input checked="" type="checkbox"/> 事業に関して事務改善等作業効率の向上に努めている	有効性評価<A-E>	
	<input type="checkbox"/> 事業に関するOJT(職場研修)は行われている <input type="checkbox"/> 事業実施について、職員の意見・要望が反映されやすい	C	
目的達成度	<input checked="" type="checkbox"/> 成果指標の目標値は目標年度に達成できそうである <input type="checkbox"/> 成果指標は前年度より向上している	課題認識	
	<input checked="" type="checkbox"/> 成果は向上しており今後も向上する見込みである <input type="checkbox"/> 今後、成果指標は向上する余地がある	法律相談は減少しているが、これは他部署で対応している消費生活相談等や社会福祉協議会の対応による成果があると推測される。行政相談の開催が予定より6回より少なかったが相談件数は増加している。多くの人が、気軽に相談されるよう、周知徹底を進める。	
成果向上の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 事業について積極的に情報提供している	課題認識	
	<input type="checkbox"/> 事業実施等で積極的に市民意見を反映している <input type="checkbox"/> 事業にはNPO、ボランティア団体等が参画している <input type="checkbox"/> 事業のプラン作りから市民参加を得る手段をとっている	法律相談は減少しているが、これは他部署で対応している消費生活相談等や社会福祉協議会の対応による成果があると推測される。行政相談の開催が予定より6回より少なかったが相談件数は増加している。多くの人が、気軽に相談されるよう、周知徹底を進める。	
市民参画度	<input type="checkbox"/> 事業について積極的に情報提供している	課題認識	
	<input type="checkbox"/> 事業実施等で積極的に市民意見を反映している <input type="checkbox"/> 事業にはNPO、ボランティア団体等が参画している <input type="checkbox"/> 事業のプラン作りから市民参加を得る手段をとっている	法律相談は減少しているが、これは他部署で対応している消費生活相談等や社会福祉協議会の対応による成果があると推測される。行政相談の開催が予定より6回より少なかったが相談件数は増加している。多くの人が、気軽に相談されるよう、周知徹底を進める。	

平成20年度の状況		説明
<input type="checkbox"/> 重点化している	<input type="checkbox"/> 休止している	法律相談数が減少傾向にあること、社会福祉協議会が月2回開設していること、また、市民課の消費生活相談、直接警察へ相談という事例が増えていることから、法律相談を年7回から5回とした。また、法律相談(10~15時)以外は、相談数が全地域開催時間を2時間(備前・吉永10~12時、日生13~15時)にした。
<input type="checkbox"/> 前年度と同様に継続している	<input type="checkbox"/> 他の事業と統合している	
<input checked="" type="checkbox"/> 見直し継続している	<input type="checkbox"/> 平成19年度で廃止・完了	
<input type="checkbox"/> 事業を縮小している		
目標値	結果指標量 70	結果指標量 30
成果指標量	100	

総合評価		評価区分<A-E>	妥当性
相談件数などから人権相談の回数や全体の時間を調節したが、全体の平均相談件数は2回未満なので、相談窓口としては余裕がある。広く市民の要望に応えるため、相談窓口の確保はできている。		C	

平成21年度以降の方向性	
<input type="checkbox"/> さらに重点化する(行政資源を集中的に投入する)	<input type="checkbox"/> 事業の縮小を検討する
<input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続する	<input type="checkbox"/> 休止・廃止を検討する
<input type="checkbox"/> 見直しのうえで継続する	<input type="checkbox"/> 他の事業と統合を検討する
<input type="checkbox"/> 平成20年度で廃止・完了	

平成21年度以降の改善事項			
評価の視点	改善内容	改善時期	改善により期待される効果